第6節

震災対策

地震災害の現況と最近の動向

) 1. 令和2年中の主な地震災害

令和2年中に震度5弱以上が観測された地震は、

7回(前年9回)であった(第1-6-1表)。

なお、令和2年中の主な地震災害による被害状況 等については、第1-6-2表のとおりである。

第1-6-1表 最大震度別地震発生状況の推移(震度5弱以上)

【出典】「気象庁資料」

	EBX 2000 X11							
年 区分	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	計		
平成23年	45	17	4	4	1	71		
平成24年	12	4	0	0	0	16		
平成25年	5	6	1	0	0	12		
平成26年	7	1	1	0	0	9		
平成27年	5	5	0	0	0	10		
平成28年	18	5	6	2	2	33		
平成29年	4	4	0	0	0	8		
平成30年	7	2	1	0	1	11		
令和元年	6	0	2	1	0	9		
令和2年	6	1	0	0	0	7		
令和3年	2	4	0	1	0	7		

[※]令和3年は令和3年1月1日から令和3年10月31日までの数値

第 1-6-2 表 令和 2 年中の主な地震災害による被害状況等

(令和3年4月1日現在)

							,	0 十 177 1 日列正7
番号	発生年月日	発生時刻	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	最大 震度	震度5弱以上を観測した市町村	主な被害状況	消防庁の対応
1	令和2年3月13日	2時18分	石川県能登地方	5.5	5強		【人的被害】軽傷2人 【住家被害】なし	災害対策本部 (第2次応急体制)
2	令和2年6月25日	4時47分	千葉県東方沖	6.1	5弱	【震度5弱】 工華貝·加吉	【人的被害】重傷1人 軽傷1人 【住家被害】一部破損6棟	災害対策室 (第1次応急体制)
3	令和2年9月4日	9時10分	福井県嶺北	5.0	5弱		【人的被害】軽傷13人 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
4	令和2年11月22日	19時05分	茨城県沖	5.7	5弱		【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
5	令和2年12月12日	16時18分	岩手県沖	5.6	5弱		【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
6	令和2年12月18日	18時09分	新島·神津島近海	5.0	5弱	〔震度5弱〕 東京都: 利島村	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
7	令和2年12月21日	2時23分	青森県東方沖	6.5	5弱		【人的被害】軽傷1人 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)

(備考)「災害年報」により作成

2. 令和3年1月から令和3年10月までの 主な地震災害

災害による被害状況等については、第 1-6-3 表のと おりである。

令和3年1月から令和3年10月までの主な地震

第1-6-3表 令和3年1月から令和3年10月までの主な地震災害による被害状況等

(令和3年11月26日現在)

番号	発生年月日	発生時刻	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	最大 震度	震度5弱以上を観測した市町村	主な被害状況	消防庁の対応
1	令和3年2月13日	23時07分	福島県沖	7.3	6強	[慶度6強] 富城里町 福島県 显見町、相馬市、新地町 [慶度6弱] 富城県、超見町、相馬市、新地町 [慶度6弱] 岩沼市、川崎町、亘理町、山元町、登米市、石巻市 福島県 日本 (福島県 国市、大海町、八大銀町、双葉町、相馬市、広野町5強) 田市、大海町、海江町 (慶度8時) 岩沼市、川内村、大熊町、双葉町、海江町 (慶度8時) 岩沼市、川内村、大熊町、双葉町、海江町 (慶度8時) 中田町、共海町、大崎市市高城野区、仙台市等 美里地電市、大海町市、海路町、大場市、大場市市 大地島市 (東路町、地台地方、大場村福島県、山市、山村市、二本松市、田村市、大工村、綾石町、小路市町、小路市町、小路市町、小路市町、小路市町、小路市町、小路市町、小路市	【人的被害】死者2人 重傷16人 整傷170人 【住家被害】全壊123棟 半壊,937棟 一部破損34,239棟	災害対策本部 (第3次応急体制)
2	令和3年3月15日	0時25分	和歌山県北部	4.6	5弱	〔震度5弱〕 和歌山県:湯浅町	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
3	令和3年3月20日	18時09分	宮城県沖	6.9	5強	[震度5強] 宮城県: 仙台市宮城野区、石巻市、岩沼市、 宮城県: 仙台市宮城野区、石巻市、岩沼市、 登米市、東松島市、大崎市、蔵王町、松島町、 涌谷町、美里町 [震度5弱] 宮城県・仙台市青葉区、仙台市若林区、 仙台市泉区、気仙沼市、名取市、角田市、栗原市、大河 原町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、 川元町、利府町、大郷町、大街村、南三陸町 岩手県・大船渡市、一関市、住田町 福島県: 相馬市、田村市、南相馬市、国見町、 大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯館村	[人的被害]重傷1人 軽傷10人 [住家被害]一部破損20棟	災害対策本部 (第2次応急体制)
4	令和3年5月1日	10時27分	宮城県沖	6.8	5強	(震度5強) 宮城県:石巻市、大崎市、涌谷町 (震度5弱) 青森県、階上町 岩手県:一関市、釜石市 宮城県:仙台市宮城野区、仙台市泉区、気仙沼市、岩沼 市、登米市、栗原市、東松島市、蔵王町、 川崎町、宮城美里町、女川町、南三陸町、 福島県:相馬市、南相馬市、国見町	【人的被害】重傷1人 軽傷3人 【住家被害】なし	災害対策本部 (第2次応急体制)
5	令和3年9月16日	18時42分	石川県能登地方	5.1	5弱	〔震度5弱〕 石川県: 珠洲市	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 (第1次応急体制)
6	令和3年10月6日	2時46分	岩手県沖	5.9	5強	[震度5強] 青森県、階上町 [震度5弱] 青森県、八戸市、南部町 岩手県:盛岡市	【人的被害】軽傷3人 【住家被害】一部破損1棟	災害対策本部 (第2次応急体制)
7	令和3年10月7日		千葉県北西部	5.9	5強	(震度5強) 物玉県:川口市、宮代町 東京都:足立区 (震度5弱) 物玉県:さいたま緑区、加須市、鴻巣市、草加市、 勝市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市 干葉県: 干薬市中央区、船橋市、松戸市、流山市 東京都・大田区、町田市 神奈川県: 横浜市鶴見区、横浜市神奈川区、 横浜市中区、横浜市港北区、横浜市緑区、 川崎市川崎区	【人的被害】重傷6人 軽傷43人 【住家被害】なし	災害対策本部 (第3次応急体制)

(備考)「消防庁とりまとめ報」により作成

震災対策の現況と課題

1. 地震災害の予防

周囲をプレートに囲まれ、多数の活断層を有する 我が国において地震災害の被害を最小限に抑制す るため、大規模地震対策特別措置法のほか、南海ト ラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周 辺型海溝地震に係る特別措置法に基づき、地域指定 の対象とされた地方公共団体においては、地震防災 に緊急に整備すべき施設や訓練等を定めた計画を 作成することとされている。また、令和3年3月に 改正され、国の負担又は補助の特例等に係る規定の 失効期日が5年延長された地震防災対策特別措置 法に基づき、都道府県においては、管内市町村事業 も含む地震防災緊急事業五箇年計画を作成できる こととされている(第1-6-4表)。

地方公共団体においては、これらの計画に基づき、 公共施設の耐震化等の施設整備や、住民参加の防災 訓練等の災害予防の取組が求められる。

こうした取組を支援できるよう、施設整備に必要な補助金や地方債等の地方財政措置を講じるとともに、連携して緊急地震速報訓練を実施するほか、きめ細かな地震観測網構築のため、震度情報ネットワークを整備する等、引き続き可能な限りの災害予防に向けて取り組む。

第 1-6-4 表 大規模地震対策の概要

第 1-0-4 衣	人					
		東海地震	南海トラフ地震	首都直下地震	日本海溝・千島海 溝周辺海溝型地震	
項目	内 容	地震防災対策 強化地域 8 都県 157 市町村	地震防災対策 推進地域 29 都府県 707 市町村	緊急対策区域 10 都県 309 市町村	地震防災対策 推進地域 5道県 117 市町村	中部圏・近畿圏 直下地震
	想 定 地 震	東海	南海トラフ	都心南部直下	宮城県沖	上町断層
	死 者 数(人)	約 9, 200	約 323, 000	約 23, 000	約 290	約 42,000
被害想定	全壊建物数(棟)	約 460, 000	約 2, 386, 000	約 610, 000	約 21, 000	約 970, 000
	経済的被害(円) (直接・間接被害の合計)	約37兆	約 215 兆	約 95 兆	約1.3兆	約 74 兆
	・地震予知に資する観測・測量 体制の強化 ・直前予知を前提とした警戒 避難態勢	大規模地震対 策特別措置法 (S53)				
	・観測・測量体制の整備努力 ・防災施設の整備、津波からの 円滑な避難計画等		南海トラフ地震に係る地震 際災対策の推進に関する特別措置法	首都直下地震 対策特別措置 法(H25)	日本海溝・千 島海溝周辺係 満型地震防災対 策の推進に関	
基本法令			(H25)		する特別措置 法 (H16)	
	・避難地、避難路、消防用施設 等の整備推進のための国庫 補助率嵩上等	地震防災対策 強化地域にお ける地震備事業 に係上の特別措置に乗ります。 律(S55)				
		>	地震队	方災対策特別措置法(h	17)	
大 綱	・大規模地震への防災・減災対策と して具体的な施策や今後検討事 項となる施策をまとめたもの ・中央防災会議が決定する	大規模地震防災・減災対策大綱 H26.3策定				
基本計画	・各基本法令に基づき作成 ・強化(推進)地域、緊急対策区域 の行政機関、民間事業者等が定め る応急(対策)計画の基本となるべ き事項等を定めたもの ・中央防災会議が決定する (緊急対策推進基本計画は閣議決	地震防災基本計画 \$55. 4 策定	推進基本計画 H26. 3 策定 R3. 5 変更	緊急対策推進基本計 画 H26.3策定 H27.3変更	推進基本計画 H18. 3 策定	_
	定)					

		東海地震	南海トラフ地震	首都直下地震	日本海溝·千島海 溝周辺海溝型地震	
項目	内 容	地震防災対策 強化地域 8 都県 157 市町村	地震防災対策 推進地域 29 都府県 707 市町村	緊急対策区域 10 都県 309 市町村	地震防災対策 推進地域 5 道県 117 市町村	中部圏・近畿圏 直下地震
	・大規模地震・津波災害が発生した際に、政府が実施する災害応急対策活動を示すとともに、関係機関の役割について記載したも		大規模地	震・津波災害応急対策 H26.3策定 R3.5改定	対処方針	
応急対処方針	の。 ・南海トラフ地震と首都直下地震については別途具体的な応急対策活動に関する計画を定めている ・中央防災会議幹事会が決定する		南海トラフ地震に おける具体的な応 急対策活動に関す る計画 H27.3策定 R3.5改定	首都直下地震にお ける具体的な応急 対策活動に関する 計画 H28. 3策定 R3. 5改定		
実施計画等	・各基本法令に基づき地方公共団 体が作成 ・地方防災会議等が決定する	地震防災強化計画	推進計画	基盤整備等計画	推進計画	_

(1) 防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進

大規模地震発生時において災害応急対策を円滑に実施するためには、自治体庁舎や指定避難所等の防災拠点となる公共施設等の耐震化が重要であることから、消防庁では、地方公共団体におけるこれらの施設の耐震化を促している。

耐震化の進捗については、令和2年10月1日現在の施設区分ごとの耐震率は第1-6-5表のとおりである。

第1-6-5表 防災拠点となる公共施設等の耐震率

施設区分	耐震率	施設区分	耐震率
社会福祉施設	91.2%	体育館	88.1%
文教施設(校舎・体育館)	99.2%	診療施設	93.9%
庁舎	88.2%	警察本部・警察署等(※)	88.1%
県民会館・公民館等	86.8%	消防本部・消防署所	93.9%
		合 計	95.1%

(※)機動隊庁舎、警察学校、交番等を含む。

(2) 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る 地方財政措置

地方公共団体が実施する防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る費用に対しては、「緊急防災・減災事業債」による財政措置を講じている。さらに、令和3年8月からは、地方公共団体の未耐震の本庁舎の建替に併せて災害対策本部員室等を整備する場合、当該整備に係る費用にも同事業債の充当が可能となった。

(3) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく施設 整備

令和3年度、都道府県では、地震防災対策特別措置法に基づき第6次地震防災緊急事業五箇年計画(令和3年度から令和7年度まで)を作成しており、消防庁では、同計画に定めることができる消防庁所管事業等について助言を行った。

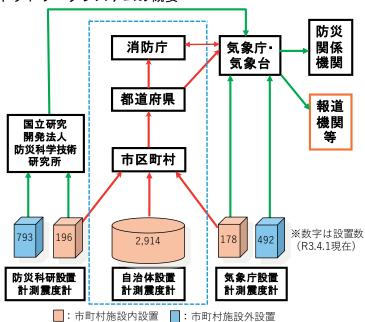
また、同計画等に基づき地方公共団体が整備する 耐震性貯水槽について、消防庁では消防防災施設整 備費補助金による国庫補助事業を行っており、令和 2年度には同補助金により321基の整備が行われ、 令和3年4月1日現在、全国で122,773基が整備さ れている。

(4) 震度情報ネットワークシステムの整備

地震発生時の初動対応を迅速に行うため、地方公 共団体が整備した約 2,900 箇所の震度計が計測す る震度情報を消防庁や気象庁に即時送信する震度 情報ネットワークシステム (第 1-6-1 図) が運用さ れている。

消防庁では、地方公共団体が設置する震度計の更 新や通信回線の切替等の整備を支援している。

第 1-6-1 図 震度情報ネットワークシステムの概要



(5) 緊急地震速報訓練の実施

消防庁では、気象庁等と連携し、年2回、緊急地 震速報の全国的な訓練を実施している。令和3年度 は第1回を6月17日、第2回を11月5日に実施 し、地方公共団体では、全国瞬時警報システム(J アラート)により配信する訓練用の緊急地震速報の 受信確認、職員・地域住民参加による緊急地震速報 と連携した地震の揺れから身を守る行動や避難行 動の実施等が行われた。

💮 2. 津波避難の実効性の確保

平成23年3月の東日本大震災における津波による甚大な被害を踏まえて同年制定された津波防災地域づくりに関する法律に基づき、市町村においては避難施設の整備等について定めた推進計画を作成できることとされている。また、同年制定された津波対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体においては、住民等の避難の実効性を確保するための津波避難計画を作成するよう努めることとされている。

地方公共団体においては、これらの計画に基づき、 津波避難タワーや避難路・避難階段等の整備、避難 訓練の実施等が求められる。

こうした取組を支援できるよう、津波避難計画の 作成状況等について実態を把握するとともに、施設 整備に必要な地方債等の地方財政措置を講じる等、 引き続き津波避難の実効性確保に取り組む。

(1) 津波避難計画の策定の促進

消防庁では、津波による人的被害を軽減するため、 避難対象地域の指定、津波情報の収集・伝達や避難 指示の発令手順等を津波避難計画として定めるよ う関係地方公共団体に要請している。

令和2年12月1日現在の調査結果では、津波避難計画の策定対象市町村(675団体)のうち、策定済の市町村は99.4%(671団体)であった。

(2) 津波避難のために必要な取組の促進

令和3年3月20日に発生した宮城県沖を震源とする地震では、宮城県沿岸市町村に津波注意報が発表された。関係市町村では避難指示を発令するなどの対応が行われ、津波注意報発表時の避難行動を促進させることの重要性が再認識された。

このことから消防庁では、津波による被害が想定 される地方公共団体に対し、同年6月に通知を発出 し次の事項について取り組むよう要請した。

- ア 避難対象地域における必要な対策の実施(津波 避難タワー等の整備、自動車による避難が必要 な場合を想定した安全かつ確実な避難方策の 検討)
- イ 津波警報等の住民への適切な伝達
- ウ 避難指示の発令基準の適切な設定
- エ 津波避難訓練の実施

(3) 津波避難施設の整備に係る地方財政措置

地方公共団体が実施する津波避難タワーや避難

路等の整備に係る費用に対しては、「緊急防災・減 災事業債」による財政措置を講じている。